

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 32

処 分 名	使用変更・中止の許可	
処 分 の 概 要	使用変更・中止を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例施行規則(平成20年規則第31号)	
条 項	第6条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日から1週間
標 準 処 理 期 間		計 即日から1週間
判 断 基 準	松山中央公園体育施設条例第4条第1項の各号に該当しない場合。 ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不適当と認める場合 【根拠法令等】 松山中央公園体育施設条例施行規則 (使用の変更及び中止) 第6条 使用者が許可された事項を変更しようとするときは、速やかに松山中央公園体育施設使用変更許可申請書(様式第12号)に許可書を添えて市長に提出し、松山中央公園体育施設使用変更許可書(様式第13号)の交付を受けなければならない。 2 使用者が許可された事項を中止しようとするときは、松山中央公園体育施設使用中止届(様式第14号)に許可書又は松山中央公園体育施設使用変更許可申請書を添えて、市長に提出しなければならない。 ●審査基準 松山中央公園体育施設条例 (使用許可の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長が使用を不適当と認めるとき。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。